

管理者承認後の留意事項

2026/4/1改正

統括管理者は、委員会より審査結果通知書を受領後、実施医療機関の管理者許可を得た上で、jRCTより【届出】ボタンを押し、実施計画を提出してください。※郵送は必要ございません
(※実施計画届出後、jRCTで公表されるまで研究を開始できませんのでご注意ください。)

■新規申請について

◆教育的監査の実施に関して◆

病院長の指示のもと、未来医療開発部の監査室により教育的監査が実施される場合がございます。
教育的監査の対象に選定されましたら、監査担当者よりご連絡させていただきます。

◆臨床研究法における電子カルテへの説明文書保管に関して◆

電子カルテへの説明文書保管をご希望の場合は、下記の医療情報部ご担当者様宛てに説明文書をお送りください。
ご依頼の際は、掲載場所(希望がある場合)をお伝えください。<メールアドレス>document@hp-info.med.osaka-u.ac.jp

■変更申請について

※説明文書に変更がある場合は以下の対応が必要です。

◆臨床研究法における電子カルテへの説明文書保管に関して◆

電子カルテへの説明文書保管をご希望の場合は、下記の医療情報部ご担当者様宛てに説明文書をお送りください。
ご依頼の際は、掲載場所(希望がある場合)をお伝えください。<メールアドレス>document@hp-info.med.osaka-u.ac.jp

■定期報告・終了通知・疾病等報告その他 各種報告事項について

【研究実施許可/管理者報告に関する通知書】を各種関係資料に添付しております。